

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
- 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の一部改正  
（以上県例規集登載）

医療推進課  
用度課

### 【公告】

- 一般競争入札（条件付）の実施
- 平成二十六年岡山県保育士試験の実施
- 都市計画の変更の図書の写しの縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

危機管理課  
子ども未来課  
都市計画課  
建築指導課

## 目次

- 一般競争入札の実施
- ”
- ”

担当課（室）

用度課  
”  
”

◎岡山県告示第百九十九号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年分の補助金から適用する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県二次救急医療運営費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県医療施設耐震化促進事業費補助金	医療施設の安全及び震災時の医療体制の確保	救命救急センター等の事業	補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額の三分の二以内。ただし、二百万円を限度とする。
		救命救急センター等が行う耐震診断	
		急センタ―等の医療機関	

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

## ◎岡山県告示第二百号

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第一項本文中「期間内」の下に「（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）を除く。」を加え、同項ただし書中「期間内」の下に「（県の休日を除く。）」を加える。

第七条第二項第三号中「総合点数及び」を削る。

第十三条第一号中「入札に参加する者に必要な資格」を「審査事項」に改め、同条第三号中「入手の時期」を「交付の期間」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 入札参加資格の有効期間

第十三条の次に次の一条を加える。

（その他）

第十四条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

## ◎岡山県告示第二百一号

平成二十六年年度において、次に掲げる県統計調査を実施する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 岡山県鉱工業指数作成調査

#### 1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）作成の基礎資料を得る。

#### 2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

#### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

##### (1) 報告を求める事項

生産、出荷及び在庫の数量

##### (2) その基準となる期日又は期間

毎月末日

#### 4 報告を求める者

2の事業所のうち約六十事業所

#### 5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

#### 6 報告を求める期間

毎月

#### 7 実施部課名

総合政策局統計分析課

### 二 岡山県毎月流動人口調査

#### 1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

#### 2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

#### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めめる事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間  
毎月

4 報告を求めめる者

県内全市町村

5 報告を求めめるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めめる期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光施設等（以下「観光施設等」という。）の観光客数、観光内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光振興に役立てる。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 年間入込数がおおむね一万人以上の観光施設等

(2) 観光施設等を訪れた観光客

3 報告を求めめる事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めめる事項

ア 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、当該観光施設等の月別入込客数

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客の居住地及び使用交通機関等

(2) その基準となる期日又は期間

ア 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日まで

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、平成二十六年五月、八月及び十

一月並びに平成二十七年二月のうち各二日間

4 報告を求める者

- (1) 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、当該観光施設等のうち約五百

箇所

- (2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約五千人

5 報告を求めるために用いる方法

- (1) 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、郵送調査

- (2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

6 報告を求める期間

- (1) 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、平成二十七年一月

- (2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、毎四半期

7 実施部課名

産業労働部観光課

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

## ◎岡山県告示第百二十二号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第五条第三項の規定により届出があつたものとみなされた本人確認情報処理事務を委任した指定情報処理機関の名称の変更について、次のとおり公示する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 指定情報処理機関の名称

変更前 財団法人地方自治情報センター

変更後 地方公共団体情報システム機構

### 二 変更の年月日

平成二十六年四月一日

◎岡山県告示第二百三号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第七条第二項の規定により届出があつたものとみなされた認証事務を委任した指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更について、次のとおり公示する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定認証機関の名称

変更前 財団法人自治体衛星通信機構

変更後 地方公共団体情報システム機構

二 主たる事務所の所在地

変更前 東京都港区虎ノ門五丁目一二番一号

変更後 東京都千代田区一番町二五番地

三 変更の年月日

平成二十六年四月一日



◎岡山県告示第二百四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社三社電機製作所

住所 大阪府大阪市東淀川区西淡路三丁目1番56号

氏名 取締役社長 四方 邦夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社三社電機製作所 岡山工場

所在地 岡山県勝田郡奈義町柿1741

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	新 設	新 設	新 設	新 設					
種	類	65 (A221) 酸又はアルカリによる表面処理施設	65 (A222) 酸又はアルカリによる表面処理施設	65 (A223) 酸又はアルカリによる表面処理施設	65 (A224) 酸又はアルカリによる表面処理施設	65 (A225) 酸又はアルカリによる表面処理施設					
能	力	ウェハ処理6万枚/月	ウェハ処理6万枚/月	ウェハ処理6万枚/月	ウェハ処理6万枚/月	ウェハ処理6万枚/月					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに	着手後直ちに	着手後直ちに	着手後直ちに	着手後直ちに					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに	工事完成後直ちに	工事完成後直ちに	工事完成後直ちに	工事完成後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	連続24時間	連続24時間	連続24時間	連続24時間					
使用時に定額のおおいてか汚るに最大の汚染状態及びその値並びに最大の汚染量及びその値並びに最大の汚染量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	14	15	13	14	7	8	13	15	14	16
	p H	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3
	B O D (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100	50	100
	C O D (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100	50	100
	S S (mg/ℓ)	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
	油 分 (mg/ℓ)	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
	T - N (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200	144	200
	T - P (mg/ℓ)	11	21	11	21	11	21	11	21	11	21
	フッ素 (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100	50	100
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物, 硝酸化合物 (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200	144	200	

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

区	分	新 設		新 設		廃 止		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 (A226) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A227) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A207) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A35) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A35) 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理3万枚/月		ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理6万枚/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		着手後直ちに		着手後直ちに		-		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続24時間		連続24時間		連続24時間		0時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	14	15	4	6	12	13	4	4	0	0
	p H	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3
	B O D (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100	50	100
	C O D (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100	50	100
	S S (mg/ℓ)	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
	油 分 (mg/ℓ)	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
	T - N (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200	144	200
	T - P (mg/ℓ)	11	21	11	21	11	21	11	21	11	21
	フッ素 (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100	50	100
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物 (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200	144	200

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 (A36~A39) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A36~A39) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A24) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A24) 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	ウェハ処理24万枚/月 4基合計		ウェハ処理24万枚/月 4基合計		ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理6万枚/月	
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		-		着手後直ちに		-		着手後直ちに	
使用開始予定年月日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		0時間		連続24時間		0時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	38	41	0	0	1	1	0	0
	p H	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3
	BOD (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	COD (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	S S (mg/ℓ)	15	30	15	30	15	30	15	30
	油 分 (mg/ℓ)	2	3	2	3	2	3	2	3
	T-N (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200
	T-P (mg/ℓ)	11	21	11	21	11	21	11	21
	フッ素 (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物, 硝酸化合物 (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 (A05) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A05) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A11, A16) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A11, A16) 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理12万枚/月 2基合計		ウェハ処理6万枚/月 2基合計	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着手後直ちに		-		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		0時間		連続24時間		0時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	3	4	0	0	17	20	0	0
	p H	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3
	B O D (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	C O D (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	S S (mg/ℓ)	15	30	15	30	15	30	15	30
	油 分 (mg/ℓ)	2	3	2	3	2	3	2	3
	T-N (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200
	T-P (mg/ℓ)	11	21	11	21	11	21	11	21
	フッ素 (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物, 硝酸化合物 (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 (A12) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A12) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A01) 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 (A01) 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理6万枚/月		ウェハ処理6万枚/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着手後直ちに		-		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		0時間		連続24時間		0時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	3	4	0	0	1	2	0	0
	p H	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3
	B O D (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	C O D (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	S S (mg/ℓ)	15	30	15	30	15	30	15	30
	油 分 (mg/ℓ)	2	3	2	3	2	3	2	3
	T - N (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200
	T - P (mg/ℓ)	11	21	11	21	11	21	11	21
	フッ素 (mg/ℓ)	50	100	50	100	50	100	50	100
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物 (mg/ℓ)	144	200	144	200	144	200	144	200

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。  
 (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
 変更なし

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	690	793	675	772
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (mg/ℓ)	12	20	12	20
COD (mg/ℓ)	7.5	10.7	7.5	10.7
SS (mg/ℓ)	12	20	12	20
油分 (mg/ℓ)	1	5	1	5
T-N (mg/ℓ)	11.3	17	11.3	17
T-P (mg/ℓ)	1	1.48	1	1.48
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下	3,000以下	3,000以下	3,000以下
フッ素 (mg/ℓ)	4.5	8	4.5	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物 (mg/ℓ)	11.3	17	11.3	17

### 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年4月1日から同月22日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び奈義町役場

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

## ◎岡山県告示第二百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

高梁市川上診療所医科

#### 2 所在地

岡山県高梁市川上町地頭二三四〇番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人旭川荘

#### 2 所在地

岡山県岡山市北区祇園八六六番地

### 三 指定年月日

平成二十六年四月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇四七八

### 五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護



# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

## ◎岡山県告示第二百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

医療法人雄栄会角田医院

#### 2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番一一三号

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

医療法人雄栄会

#### 2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番一一三号

### 三 指定年月日

平成二十六年四月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一六三

### 五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

〔一四七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 1 調達内容

### (1) 調達件名

防災情報ネットワーク及び震度情報システム運用保守業務

### (2) 調達の概要

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

### (4) 履行場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第28号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者で、業務種目の大分類が「1建物等の保守管理」、小分類が「4無線通信設備保守」であり、格付区分がAであること。

(2) 平成16年度以降に、元請負人として、この公告に示した業務と同等規模以上の多重無線設備及び衛星無線設備を含む無線システム運用保守業務の請負実績を有する

者であること。

(3) 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第24条の2の登録を受けた保守点検事業者であり，固定局，基地局，陸上移動局及び地球局の保守点検を行うことができる者であること。

(4) 法第40条第1項第4号の第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号の第一級陸上特殊無線技術士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており，適宜この公告に示した業務について補助又は支援の体制をとることができる者であること。

(5) この一般競争入札（条件付）の公告日から落札者が決定する日までの間に，当該地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(6) この一般競争入札（条件付）の公告日から落札者が決定する日までの間に，岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づき入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札（条件付）への参加を希望する者で，2(1)の資格を有しないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班（岡山県庁4階）

電話（086）226-7238

(2) 申請書の提出期限

平成26年4月15日 (火) 正午

#### 4 入札手続き等

##### (1) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成26年4月1日 (火) から同月22日 (火) まで (県の休日 (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する休日をいう。) を除く。以下同じ。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課防災通信班 (岡山県庁4階)

電話 (086) 226-7294

FAX (086) 225-4559

なお、岡山県ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 一般競争入札 (条件付) 参加資格確認申請書の提出期間, 提出場所及び提出方法  
ア 提出期間 平成26年4月1日 (火) から同月22日 (火) まで (県の休日を除く。)

の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 (1)イの場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等 (書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。以下同じ。)

(3) 一般競争入札 (条件付) 参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

一般競争入札 (条件付) 参加資格確認申請書を提出した者について, 2(1)から(9)までの事項について審査し, 不適合と認められる者に対しては, その旨を通知する。この通知を受けた者は, この入札に参加することができない。

イ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は, 当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に, (1)イの場所へ, フォックスにより, 入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 入札書の提出方法

入札書の提出は, 持参又は郵送等によるものとする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成26年5月13日(火) 午後1時30分

ただし、郵送等により入札書を提出する場合にあつては、平成26年5月12日(月) 午後4時を期限とする。

イ 入札及び開札の場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁9階第6会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)イの場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札(条件付)に参加を希望する者は、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する添付書類を平成26年4月22日(火)午後4時までに、4(1)イの場所へ提出(郵送により提出することもできる。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し岡山県の契約担当者から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Services to be procured:

Operation and maintenance of disaster information network and seismic intensity information system

(2) Implementation period:

From Contract date through 31 March 2017

(3) Tender deadline:

1:30PM, Tuesday, 13 May 2014

(tenders sent by mail must be received by 4:00PM 12 May 2014)

(4) Managing division contact details

Okayama Prefectural Government Crisis Management Division

2-4-6 Uchisange Kita-ku Okayama-shi

700-8570 Japan

Tel: 086-226-7294

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

〔二四八〕児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定により、平成二十六年岡山県保育士試験を次のとおり実施する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 試験の日程及び場所

試験は、筆記試験及び実技試験とし、実技試験は、筆記試験の全科目合格者について行う。

### 1 筆記試験

- (1) 試験日 平成二十六年八月九日（土曜日）及び同月十日（日曜日）
- (2) 場 所 倉敷市玉島長尾三五一五番地

くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学

### 2 実技試験

- (1) 試験日 平成二十六年十月十九日（日曜日）
- (2) 場 所 総社市窪木一一一番地

岡山県立大学

## 二 試験の免除

### 1 幼稚園教諭免許状を有する者

筆記試験の一部及び実技試験の全部を免除する。

- 2 幼稚園教諭免許状を有する者であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するもの申請により筆記試験の全部及び実技試験の全部を免除する。

## 三 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者、同条に規定する高等専門学校を卒業した者その他これらに準ずる者として厚生労働大臣の定めるもの

- 2 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。5において同じ。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設（児童福祉法第七条に規定

する児童福祉施設をいう。以下同じ。）において、二年以上児童の保護に従事した  
もの

3 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者

4 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当な資格を有すると認めた者

5 平成三年三月三十一日までに学校教育法第一条に規定する高等学校を卒業した者  
若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣におい  
てこれと同等以上の資格を有すると認定した者

6 平成八年三月三十一日までに学校教育法第一条に規定する高等学校の保育科を卒  
業した者

#### 四 受験申請書の配布

##### 1 郵送で請求する場合

受験申請書の送付先を明記した返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折ら  
ずに入る大きさのもの）を同封して、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士  
試験事務センター（〒一七一―八五三六 東京都豊島区高田三丁目一九番一〇号）  
宛て、「手引き請求」と朱書きし、郵便で請求すること。

##### 2 インターネットで請求する場合

一般社団法人全国保育士養成協議会のホームページの手引き請求フォームから、  
平成二十六年四月一日（火曜日）午前十時から同年五月七日（水曜日）までに請求  
すること。

#### 五 受験申請書の受付期間

平成二十六年四月一日（火曜日）から同年五月十四日（水曜日）まで（同日の消印  
まで有効とする。）

また、二の申請については、平成二十六年十月一日（水曜日）から同月二十九日  
（水曜日）まで（同日の消印まで有効とする。）の期間も受け付ける。

#### 六 受験申請書の提出先

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター宛て簡易書留で郵送す  
ること。

#### 七 受験手数料

一万二千七百元（二二の場合、二千四百元）（別途郵送料が必要となる。）を受  
験申請書に同封されている払込用紙を使用して郵便局にて納付し、その受領証を受験



申請書の指定位置に貼付して提出すること。

八 保育士試験の問い合わせ先

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話〇二二〇一四一九四一八二）

〔二四九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により高梁市から高梁都市計画区域に係る都市計画の変更の図書の写しの送付があつたので、当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画道路

高梁都市計画地区計画

二 都市計画の変更年月日

平成二十六年三月二十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、高梁市役所産業経済部まちづくり課において縦覧に供する。

〔二五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苦田郡鏡野町古川字中川原四四五―四、四四五―五、字平岩四七三―一、四七四―一、五〇六―一、字平尾田四八一―七、字中畝下四八三―二、字真入寺四八四―三、字木反田四八五―一、四九一―一、五〇〇―二、五〇一―一、五〇二―一、字真入寺下四八六―一、字砂田四八七―一、四八七―四、四九〇―一、四九〇―五、字掛上り四八八―一、四八八―二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

苦田郡鏡野町竹田六六〇

鏡野町長 山崎 親男

三 許可番号

岡山県指令建指第三六五号

〔二五一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字茶ノ木八三二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市山田三〇一二一

松本 勝志

三 許可番号

岡山県指令建指第三八九号

# 平成26年4月1日 岡山県公報 第11572号

〔一五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字深町三五八一二、三五八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一〇八

宮島 之晴

宮島 智美

三 許可番号

岡山県指令建指第三八八号

〔一五三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

庁用自動車リース 96台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成26年7月1日(火) 36台

平成26年8月1日(金) 25台

平成26年9月1日(月) 35台

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全てのリース物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要するリース契約期間中の一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者

(3) オートリース業務及びメンテナンスリース業務を行っている業者であること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成26年5月7日（水）正午

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7537

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年4月1日（火）から同年5月7日（水）まで（県の休日（岡山県の休

日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日（い

う。）を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ210グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便等によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年5月13日（火）13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月12日（月）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札機器の構成内訳書、納入確約書等入札説明書で指定する添付書類を平成26年5月7日（水）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第133条の規定により免除する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否



要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :  
96 vehicles

(2) Delivery date :

By 1 July (Tuesday), 2014 (36 vehicles)

By 1 August (Friday), 2014 (25 vehicles)

By 1 September (Monday), 2014 (35 vehicles)

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:30 P.M. 13 May (Tuesday), 2014

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division, 2-4-6 Uchisange Kita-ku Okayama-shi,

700-8570 Japan

TEL 086-226-7537